解散公告

当法人は、平成二十六年三月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月四日

岡山市北区岡南町一丁目六番七号

特定非営利活動法人ワンスマイル

清算人　堀川香奈子

解散公告

当法人は、平成二十六年二月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月四日

広島県府中市栗柄町三六七番地の一

特定非営利活動法人国際交流部ＰＲＯ・Ｓ

清算人　小谷　勇治

解散公告

当社は、平成二十六年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月四日

香川県坂出市本町三丁目五番九号

エスワイ緊結機有限会社

清算人　米崎　敏夫

解散公告

当社は、平成二十六年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月四日

愛媛県大洲市新谷甲一九〇〇番地

谷口住建有限会社

清算人　谷口　福好

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月四日

札幌市中央区南一一条西一丁目一番地

社団法人北日本自動車学園

代表清算人　高田　迪允

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年三月二十四日付け千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月四日

千葉県野田市尾崎二二四一番地の一

野田市七光台駅西土地区画整理組合

清算人代表　江村　正義

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年二月二十五日宮城県知事の認証により同日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月四日

宮城県遠田郡涌谷町字追廻町二二番地一

宗教法人神習教追廻講社

清算人　小野田健二

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月四日

宮城県大崎市古川南町二丁目三番一七号

財団法人宮城県古川高等学校育英会

代表清算人　渡邊　義之

解散公告（第二回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十六年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月四日

神奈川県秦野市今川町四―八

認可地縁団体今川町一上自治会

代表清算人　山崎　茂

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年三月十三日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月四日

広島市中区橋本町一〇番一〇号

広島市中山西土地区画整理組合

代表清算人　池田　正明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月二十四日開催の社員総会の決議及び平成二十六年二月二十四日付、東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月四日

東京都中央区銀座五丁目八番一六号ファンケルスクエア六階

医療法人社団スクエアクリニック

清算人　小野塚早苗

解散公告（第三回）

当組合は、規約の定めに基づき平成二十六年四月一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月四日

東京都千代田区神田駿河台一丁目八番一一号　東京ＹＷＣＡ会館五階

三井住友海上損害調査労働組合

清算人　赤木　浩二

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年三月十八日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月四日

静岡県掛川市長谷一丁目一番地の一

掛川市洋望台土地区画整理組合

清算人代表　岡本　暨

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年三月八日開催の臨時大会の決議により、平成二十六年三月九日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月四日

広島市中区東千田町二丁目一一番二〇号

全コカ・コーラウエスト労働組合連合会

清算人　藤永由美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市花見川区検見川町三丁目四一七番地、最後の住所千葉市若葉区若松町九四八番地四六　被相続人　亡　遠藤　志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月四日

事務所千葉市中央区中央三丁目三番八号

日本生命千葉中央ビル七階　松本・山下綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　祐輔

第14期決算公告　平成26年3月28日

東京都千代田区九段北一丁目10番9号

株式会社ＳＹＮＣＨＲＯ

代表取締役　室木　勝行

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	180,338
	固定資産	135,317
	資産合計	315,655
負債及び純資産の部	流動負債	110,197
	固定負債	137,003
	株主資本	68,454
	資本金	200,244
	資本剰余金	195,223
	資本準備金	192,744
	その他資本剰余金	2,479
	利益剰余金	△327,012
	その他利益剰余金	△327,012
	（うち当期純損失）	(23,370)
	負債・純資産合計	315,655